

平成25年9月

平成26年度の税制改正に関する要望書

名古屋税理士政治連盟

会長 西村 高史

緊急に改正すべき重点要望事項

【所得税】

1. 復興特別所得税は税制の簡素化のために整理又は統合すること。 1 頁
2. 土地建物等の譲渡損益は、他の所得との損益通算を認めること。 1 頁
3. 青色申告者の純損失の繰越控除期間等を延長すること。 1 頁

【消費税】

6. 単一税率を維持すること。 3 頁

平成26年度の税制改正に関する要望

本連盟は、平成26年度の税制改正に際し、特に緊急かつ重要と思われる10項目について要望書を取りまとめました。

この要望書は中小企業者等、納税者の適正な税負担を求めて、次のような視点から提言をしています。

1. 公平な税負担
2. 理解と納得のできる税制
3. 必要最小限の事務負担
4. 時代に適合する税制
5. 透明な税務行政

国会議員の皆様におかれましては、本連盟の意とするところをお汲み取り頂き、党内審議及び国会審議に際しましては、本連盟の要望実現に向けて是非ともご尽力、ご支援賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

平成25年9月

名古屋税理士政治連盟

会長 西村高史

目 次

税制改正に関する要望項目

【所得税】

1. 復興特別所得税は税制の簡素化のために整理又は統合すること。 1 頁
2. 土地建物等の譲渡損益は、他の所得との損益通算を認めること。 1 頁
3. 青色申告者の純損失の繰越控除期間等を延長すること。 1 頁

【法人税】

4. 役員報酬及び賞与について、役員給与として原則損金算入を認めること。 2 頁
5. 退職給付引当金及び賞与引当金の繰入額の損金算入を認めること。 2 頁

【消費税】

6. 単一税率を維持すること。 3 頁
7. 基準期間制度を廃止すること。 3 頁
8. 簡易課税制度の選択を確定申告時にできる制度にすること。 4 頁
9. 仕入税額控除に係る帳簿等への記載要件を緩和すること。 4 頁

【納税環境整備・その他】

10. 社会保障・税番号制度は当面、社会保障分野、税務分野及び災害対策分野の限定的な利用とすること。 5 頁

税制改正に関する要望項目

【所得税】

- ◎ 1. 復興特別所得税は税制の簡素化のために整理又は統合すること。
(復興財源確保法第45条第3項)

〔理由〕

復興特別所得税は所得税率を見直すことにより財源を確保した上で、所得税に吸収し、その一部を復興特別所得税とみなして復興の財源にすべきである。

- ◎ 2. 土地建物等の譲渡損益は、他の所得との損益通算を認めること。
(租税特別措置法第31条第1項、第32条第1項)

〔理由〕

損益通算制度は、適正な担税力に応じて課税するという課税原則の基本理念を実現するための制度であるが、平成16年度の改正により土地建物等の譲渡損益と他の所得との損益通算及び譲渡損失の繰越控除制度が廃止され、担税力を失った部分にも課税されることになった。さらに、この損益通算等の廃止によって、事業運営不振を補てんするため等の遊休不動産の売却による流動化が阻害され、経済活性化への一層の足かせとなっている。したがって、土地建物等の譲渡損益は、他の所得との損益通算を認めるべきである。

- ◎ 3. 青色申告者の純損失の繰越控除期間等を延長すること。
(所得税法第70条)

〔理由〕

純損失の繰越控除は、各年分間の所得の金額と欠損金額の平準化を図り、公平な課税を行うための制度である。平成23年度税制改正により、青色申告法人の欠損金の繰越控除期間が7年から9年に延長されたこと並びに更正及び更正の請求の期間制限が5年とされたことと比較すると、青色申告者の純損失の繰越控除期間が3年であることは明らかに均衡を失っている。したがって、青色申告者の純損失の繰越控除期間を少なくとも5年に延長すべきである。また、上場株式等の譲渡損失の繰越控除期間及び雑損失の繰越控除期間も併せて延長すべきである。

【法人税】

4. 役員報酬及び賞与について、役員給与として原則損金算入を認めること。(法人税法第34条)

〔理由〕

会社法上、役員報酬及び賞与は役員給与として包括的に規定され、会計上も職務執行の対価として費用性を認めている。

しかしながら、法人税法では主に恣意性排除の観点から、役員給与を原則損金不算入として、損金算入される役員給与を①定期同額給与②事前確定届出給与③利益連動給与に限定している。このような硬直的な規定は、会社経営の機動性・柔軟性の向上等を意図した会社法の理念に反するばかりでなく、現代の流動的な経済環境における柔軟な企業経営を阻害している。

したがって、役員給与については、損金算入を原則として、損金不算入となる役員給与を限定して規定すべきである。

5. 退職給付引当金及び賞与引当金の繰入額の損金算入を認めること。

〔理由〕

労働協約が締結されている場合や就業規則・退職金規程が定められている場合に、その事業年度において認識される追加的な退職金要支給額は、将来において支出される蓋然性が高いものであり、企業にとっては従業員に対する確定債務的な要素を有している。また、賞与引当金についても負債性が認められているものであり、適正な期間損益計算を課税所得に反映させることは、税負担の平準化にも有効である。

さらに、「会社計算規則」や中小企業の会計に関する諸規定においてもこれらの引当金の計上が求められている。したがって、労働協約や就業規則等により退職金や賞与の支給が明確に規定されている法人については、退職給付引当金及び賞与引当金の繰入れについて、損金算入を認めるべきである。

【消費税】

◎6. 単一税率を維持すること。

〔理由〕

消費税率の引上げに伴ういわゆる逆進性への対応策として軽減税率の導入が検討されている。逆進性に係る問題は、個人所得課税及び社会保障給付を合わせた社会保障と税の一体改革の中で検討することが適切であり、個人所得課税における所得再分配機能の強化と番号制度の導入による社会保障給付の一層の効率化・重点化により対処すべきである。当面、消費税率は単一税率を維持することが適当である。

7. 基準期間制度を廃止すること。

〔理由〕

前々年又は前々事業年度を基準期間として当該課税期間の納税義務を判定する現行の制度では、その課税期間の課税売上高が多額であっても免税事業者となったり、反対に、その課税期間の課税売上高が1,000万円以下であっても納税義務が生じたりするような不合理な現象が生ずる。

また、免税事業者が課税事業者を選択する場合の届出書の効力発生時期は、提出日の属する課税期間の翌課税期間以降であり、常に1年ないし2年先の状況を予測しなければならない。この判断をすべての中小事業者に求めるには無理がある。したがって、基準期間制度による弊害を解決するために、その課税期間における課税売上高が1,000万円を超えていれば原則として課税事業者となるようにし、1,000万円以下であれば申告を行うかどうかを選択できる制度とすべきである。

8. 簡易課税制度の選択を確定申告時にできる制度にすること。
(消費税法第37条)

[理 由]

現行の簡易課税制度の適用を受けるには、適用を受ける課税期間の初日の前日までに簡易課税制度の選択届出をしなければならない。新たに課税事業者となった小規模事業者については届出を失念し、本来適用が必要な事業者が受けられない場合が多い。

したがって、確定申告書の届出時に簡易課税制度を選択できる制度とするよう改正すべきである。

9. 仕入税額控除に係る帳簿等への記載要件を緩和すること。
(消費税法第30条第7項)

[理 由]

仕入税額控除の要件とされる「帳簿及び請求書等の保存」は、事業者の事務負担を過重にするという問題がある。取引の検証は請求書等があれば可能であることから、まずは「請求書等の保存」を中心として位置付け、請求書等に不備がある場合に限り、請求書等の補完のための帳簿の記載・保存を要件とする制度に改めること。

【納税環境整備・その他】

10. 社会保障・税番号制度は当面、社会保障分野、税務分野及び災害対策分野の限定的な利用とすること。

〔理由〕

社会保障を充実させるとともに、社会保障制度の効率化を進めるため、また所得税の公正性を担保するために、正しい所得把握体制の環境整備が必要不可欠であり、そのために社会保障・税共通の番号制度の導入を進める必要性がある。

一方、個人情報の保護は必要であり、情報の漏洩、国家管理、一元管理になるのではないかとの各種懸念を法令等で払拭する必要がある。

したがって、社会保障・税番号制度の利用範囲については、当分の間、社会保障分野（現金給付のみ）、税務分野及び災害対策分野に限定し発生する問題点を検証・解決しながら、時間をかけて制度を熟成させなければならない。